

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 7月 1日
【会社名】	株式会社 J B イレブン
【英訳名】	JB ELEVEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新美 司
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
【電話番号】	(0 5 2) 6 2 9 - 1 1 0 0
【事務連絡者氏名】	取締役 亀岡 巧
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
【電話番号】	(0 5 2) 6 2 9 - 1 1 0 0
【事務連絡者氏名】	取締役 亀岡 巧
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所

1【提出理由】

平成27年6月29日に開催された当社第34期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月29日

(2) 議決権状況

議決権を有する株主数	3,000名
その有する議決権の数	35,068個

(3) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円

配当総額17,536,470円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、より迅速かつ効率的に株主総会参考書類等を、インターネットで開示できるようにするため、定款変更案14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。

平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条（社外取締役の責任限定契約）および現行定款第36条（社外監査役の責任限定契約）を変更するものであります。

機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）および現行定款第39条（中間配当の基準日）を削除するものであります。

上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、新美司、永江修哉、亀岡巧、伊藤真一、福島寿雄、棕本充土および寺岡成晃の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、岩瀬余止秀氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、中島秀一、花井勉の各氏を選任するものであります。

(4) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	賛成の割合	決議の結果
第1号議案	28,239個	38個	0個	(注)1	97.47%	可決
第2号議案	28,213個	64個	0個	(注)2	97.38%	可決
第3号議案						
新美 司	28,215個	62個	0個	(注)3	97.39%	可決
永江 修哉	28,215個	62個	0個		97.39%	可決
亀岡 巧	28,215個	62個	0個		97.39%	可決
伊藤 真一	28,210個	67個	0個		97.37%	可決
福島 寿雄	28,188個	89個	0個		97.29%	可決
椋本 充土	28,213個	64個	0個		97.38%	可決
寺岡 成晃	28,210個	67個	0個		97.37%	可決
第4号議案						
岩瀬 余止秀	28,230個	47個	0個	(注)3	97.44%	可決
第5号議案						
中島 秀一	28,203個	74個	0個	(注)3	97.34%	可決
花井 勉	28,222個	55個	0個		97.41%	可決

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案から第5号議案までのすべての議案は、株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分、および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の合計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上